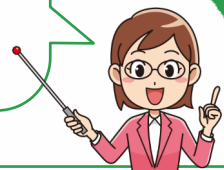


農地とは
どんな土地？



☑ 耕作の目的に供される土地

||

現況主義

☑ 採草放牧地

☑ 耕作放棄地、休耕地など



ご注意！

登記の地目が農地以外でも
現況が農地であれば
農地と判断されます



暮らしの
お困りごとは
お近くの行政書士に
ご相談ください



頼れる街の法律家



福井県行政書士会

〒910-0005

福井県福井市大手3丁目4番1号

福井放送会館3階 K室

TEL: 0776-27-7165 FAX: 0776-26-6203

fukuikai@fukui-gyousei.org

<https://fukui-gyousei.org/>



MEMO

2020.8

農地に関する

お困りごと

開発許可



転用？



売買



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサ君

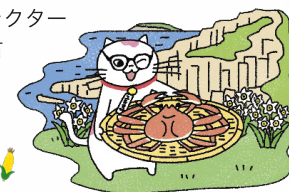


行政書士に お任せください！

福井県行政書士会



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサ君



どんな御用でしょうか？
農地に関する疑問・質問をお聞かせください

本リーフレット以外のごことは
お近くの行政書士までお問合わせください



農地は
耕作者の地位の安定や
国内の農業の生産の増大を図り
食料の安定供給を目的として
農地法によって守られています



ご存知ですか？

法定相続情報証明制度

現在、相続手続きでは、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続きを取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続きは法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。



Q

農地に家を建てたい!

- 農地に家は建てられる?
- 農地を駐車場にしたいけど?



Q

子供が農業をしない

- 空いている農地を誰かに使ってほしい
- 農地を売ることができる?



Q

仲間と農業法人を作りたい!

- 農業をする会社はどうしたら作れる?
- 会社と組合はどう違う?
- 農地はないけど農業がしたい



Q

親の遺産に農地があった

- 農家じゃないけど相続できる?
- すでに駐車場として使っているけど大丈夫?



Q

資金はどうしよう?

- 補助金? 助成金?
- それとも融資?

A

そんな皆さんの疑問、質問、
農地に関する手続き方法などを
私たち行政書士が解決します

